

機械要素技術展 香川県ブース出展規程

公益財団法人かがわ産業支援財団及び香川県（以下「財団等」という。）が出展する機械要素技術展（以下「展示会」という。）の香川県ブースに県内企業が出展する場合は、この規程の定めによるものとします。

1 規程の履行

- (1) 出展者は自社で開発した新製品、新サービス、新技術、機械部品、材料・加工技術を基に、ものづくり基盤技術関連企業の成長分野等（エネルギー・環境関連分野、ロボット関連分野、自動車関連分野など）への進出を目的に出展するものとします。
- (2) 出展者は、本出展規程及び展示会主催者が定める展示会出展規約等を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと財団等が判断した場合、財団等は、その時期を問わず出展の申込の拒否、出展の取り消し、展示物の撤去・変更等を命じることができます。なお、その際の判断根拠などは公表しません。また、この場合、出展者から事前に支払われた費用の返還、及び出展取り消し、展示物の撤去・変更等によって生じた出展者及び関係者の損害について、財団等は一切の責任を負いません。

2 出展資格

- (1) 出展者は、財団等が定める香川県ブース出展趣旨に合致する中小企業者（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）とし、かがわ次世代ものづくり研究会の会員として出展していただきます。また、財団等は、出展の審査を行い、出展者を決定する権利を持ちます。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者は出展資格を有しないものとします。
- (3) 香川県税に未納がある者は出展資格を有しないものとします。
- (4) 展示会会場で現金の授受を伴う物品・サービスの提供（販売行為）を目的とした出展はお断りします。

3 出展申込・決定

- (1) 出展者が別添誓約書の記載事項について誓約した上で、所定の出展申込書（別紙1）及び添付書類を財団等が受領した時点を正式な申込とします。
- (2) 出展者の募集は公募によるものとし、応募した者から財団等がヒアリング等を行い、出展製品及び出展目的等について、審査委員会で審査のうえ決定します。

4 出展辞退・取り消し

- (1) 原則として出展決定後の出展辞退は認めません。
- (2) やむを得ず出展の辞退を認めた場合で、かつ、次点の申込者がある場合は、繰上げて出展決定をしますが、審査基準を満たした申込者に限ります。
- (3) 出展決定した後でも、出展者が本出展規程等に違反したと財団等が判断した場合、財団等は出展を取り消すことができます。これによって生じた損害について財団等は、一切の責任を負いません。
- (4) 出展負担金は、財団等が指定した振込先に指定期日までにご入金下さい。
- (5) 入金された出展負担金は、当該事業を実施しない場合を除き返還しません。

5 展示スペース・費用負担

- (1) 展示スペースは、1出展者、1展示スペースとします。
- (2) 展示スペースは、財団等が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、財団等にて決定します。出展者はその結果に従うものとします。
- (3) 出展者は、いかなる理由があっても出展者の展示スペースの全部又は一部を、他者に転貸することはできません。

- (4) 出展申込の取り消しなどがあつた場合、財団等は小間配置の全体のレイアウトを変更することがあります。その場合の異議申し立て、賠償責任を財団等に問うことはできません。
- (5) 展示スペース内の作業は、財団等の定めるスケジュール等に従ってください。
- (6) 基本小間の借り上げ料（基本小間設営費が含まれる場合には、その経費を含む）及び財団等が行う基本設営又は装飾費等以外の出展経費については、出展者が負担するものとします。

6 書類等の提出

- (1) 出展者は、以下の報告書を財団等に提出してください。
 - ① 展示会会期中：名刺交換数等の財団等が指定した項目に関する報告書
 - ② 出展後：出展報告書（別紙2）
 - ③ 出展6箇月後：成果報告書（別紙3）
 - ④ その他、財団等が必要に応じて求める報告書
- (2) 出展者は、財団等から提出を求められた全ての書類等を指定期日までに提出しなければなりません。

7 展示装飾

全体の構成及び基本装飾は、全体の統一・調和を図るため、財団等が行います。
出展者はその結果に従うものとします。

8 留意事項

- (1) 出展に関して
 - ① 出展申込書に記載された中小企業者が出展してください。
 - ② 出展者は、展示物の説明、引き合い、商談などに対応するため、香川県ブースの出展者の展示スペースに最低1名待機してください。
 - ③ 出展者は、展示会終了後に展示物を適正に処理するものとします。
 - ④ 出展者は、派遣する者の氏名を所定の期日までにお知らせください。
 - ⑤ 18歳未満の派遣及び入場はお断りします。
- (2) 展示物
 - ① 出展申込書に記載された展示物が展示対象です。変更がある場合は速やかに財団等に連絡しなければなりません。
 - ② 展示物及び貴重品の管理は、出展者の責任で行ってください。
 - ③ 出展者は、展示会会期中はもとより、搬入・搬出時も展示物等の管理に立ち会ってください。
- (3) 香川県ブース外での宣伝、営業行為などを行うことはできません。
- (4) 出展者は、強い光、熱、臭気、又は大音響を放つ実演など他者の迷惑となる行為、また、近隣の展示を妨害する行為を禁止します。その判断は、財団等が判断し、その中止・変更を命じることができます。出展者はそれに従うものとします。
- (5) 出展者は、展示会会場に適用される全ての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- (6) 出展者は、展示会会期中及び会期後に来場者・他の出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為など）があつたと財団等が判断した場合、財団等は出展中止又は次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。この場合、財団等は一切の責任を負いません。
- (7) 展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容等に関して財団等はその一切の責任を負いません。

9 損害責任

- (1) 財団等は、いかなる理由においても、出展者及びその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者及びその従業員・関係者等の不注意などによって会場内で生じた人及び物品に対する傷害・

損害などに対し、一切の責任を負いません。

- (2) 出展者はその従業員・関係者等の不注意などによって生じた会場内及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害について、ただちに賠償するものとします。
- (3) 財団等は、天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により、会期の変更・開催の中止・香川県ブースの出展取り止めによって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。
- (4) 財団等は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害について、その一切の責任を負いません。

10 出展申込書に記載の個人情報の取扱

出展申込書に記載の個人情報は、展示会出展の運営及び財団からの各種案内に利用させていただきます。

11 規格外事項

- (1) 本出展規程に定めのない事項が発生した場合、財団等はその対策を決定できるものとします。
- (2) 前項の場合、財団等は出展者に通知するものとし、出展者は財団等の決定した対策に従うものとします。
- (3) 上記規格外事項について発生した出展者及び関係者の損害について、財団等はその一切の責任を負いません。